熊本県情報公開審査会の答申(平成20年3月31日付け答申 第96号)の概要

# 1 事案の概要

- (1) 熊本県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「H17年障害者任免状況通報書」の開示請求があった。(平成18年1月4日)。
- (2) この開示請求に対して、実施機関(担当:総務部人事課)は、熊本県情報公開条例 (平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当する ことを理由として、部分開示とする決定を行った(平成18年1月20日)。
- (3) この決定に対して開示請求者から異議申立てが行われた(平成18年1月26日)
- (4) 実施機関は、この異議申立ての取扱いについて熊本県情報公開審査会に諮問を行った(平成18年2月10日)。
- (5) 今回の答申は、この諮問に対するものである。

#### 2 争点

条例第7条第2号該当性

- ・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるか。
- ・特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利 利益を害するおそれがあるものと認められるか。
- 3 本件行政文書及び本件行政文書中の開示・不開示部分について

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下、「法」という。)第40条の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者は、毎年1回、政令で定めるところにより、当該機関における身体障害者又は知的障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報しなければならないとされている。

本件行政文書は、厚生労働大臣の定める書式により、平成17年6月1日現在の知事部局における身体障害者又は知的障害者である職員の任免状況について、実施機関が厚生労働大臣に通報したものである。

本件行政文書は、本件行政文書の表題、機関名等のほか、「A欄 任免状況」、「B欄 上記に基づく計算」、及び「C欄 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害の種類別の身体障害者数及び知的障害者数」で構成されている。

このうち実施機関は、本件行政文書の表題、機関名等と、「A欄」及び「B欄」のすべて並びに「C欄」の二桁の人数及び知的障害者の人数が記載されている部分については開示し、「C欄」のうち、知的障害者の人数を除く、O若しくは1又は一桁の人数が記載されている部分(以下、「本件不開示部分」という。)を不開示とした。

#### 4 当事者の主張の要旨

| 異議申立人の主張の要旨         | 実施機関の主張の要旨         |
|---------------------|--------------------|
| 〇開示しても、障害のある職員の権利利益 | 〇不開示とした部分に記載された数値が |

の侵害の発生はないので、条例第7条第2|0ないし1、あるいは一桁の小さな数の 号に該当しない。公開が予定されている情│場合、身体障害のある職員と同一職場内 報である。障害者の働く権利利益を守るた┃の職員など、身体上の外形的特徴や日ご め及び熊本県の障害者施策の推進を図る上|ろの生活態様(通院状況や業務執行状況) からも、公開をすることが必要とされる情 から当該身体障害のある職員の障害の種 報である。

〇障害者任免状況通報書を開示する利益と、新たに中途障害者となった職員を知って 不開示とを比較すると、公開したほうが、 障害者の権利利益に繋がると考えると厚生|値の対象者を特定することができ、又は、 労働省は考えを変えているように思われる。│個人の識別ができるものであるため、条 このような事情があるので、多くの自治体|例第7条第2号に定める不開示情報に該 では、障害者任免状況通報書を全部開示す│当する。 る方向に動いている。

〇人事課が十分な障害理解についての職員|分布に偏りがある場合、特定の個人が識 研修を実施してこなかった結果、職場環境│別できないまでも、不開示とした部分に 整備が遅れているから当該文書が非公開に|記載した人数の偏りにより、その程度が なるのである。本当に、障害のある職員の│他者から推認されることによって、みだ 権利利益が熊本県職員によって侵害されるしいに自己の障害の有無、種類及び程度を

別・程度を把握している場合や、各年度 ごとの身体障害者の採用人数、あるいは いる者であれば、当該欄に記載された数

〇不開示とした部分に記載された数値の おそれがあるのかどうか検討して頂きたい。」他人に知られたくないといった個人(障 害者)の権利利益を害するおそれがある ため、条例第7条第2号に定める不開示 情報に該当する。

# 5 答申の概要

(1)審査会の結論

実施機関が不開示とした部分を開示すべきである。

- (2) 審査会の判断の要旨
  - 「特定の個人を識別することができるか」について

C欄に記載された情報は、法別表に掲げる身体障害の種類及び程度に該当する職 員の人数という数値情報であり、当該情報により、特定の個人を識別することは不 可能である。

なお、職場の同僚等が保有する情報は、一般人が通常入手し得る情報ではなく、 本件不開示部分に記載されている数値と照合することにより個人識別ができること となる他の情報とは認められない。

「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあるもの」と認められるかについて

障害の有無、種類及び程度は、個人の心身の状況に関する情報であって、個人の 人格と密接に関連する情報であり、一般に、このような情報を他人に知られたくな いという感情は、障害者個人の権利利益として保護すべきものであると認められる。

しかしながら、本件不開示部分の開示により明らかとなる情報は、特定の職員の 障害の有無、種類及び程度ではなく、法別表に掲げる障害の種類及び程度に該当す る職員の人数を示すにとどまるものである。このような数値情報は、本規定の趣旨 から、個人の人格と密接に関連した情報とは認められず、また、公にすれば人格的 ・財産的な権利利益その他の個人の正当な利益を害するおそれがある情報とは認め られないと考えられる。

なお、本件不開示部分が公にされた場合に、障害者が勤務する職場の同僚等一定の者が、該当する職員を探索し、その障害の種類及び程度を推認する可能性があることを、否定することはできない。しかしながら、そのような可能性は、抽象的な危惧にとどまり、客観的な根拠に基づくものとは言えず、可能性があることを理由に、該当する職員の権利利益が害されるおそれがあるとする実施機関の主張は認められない。

諮問実施機関:熊本県知事

諮問日 : 平成18年2月10日

答申日:平成20年3月31日(答申第96号)

事案名 障害者任免状況通報書の部分開示決定に関する

件(平成17年諮問第137号)

# 答申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事(以下「実施機関」という。)が本件異議申立ての対象となった「障害者任免状況通報書(平成17年6月1日現在)」(以下「本件行政文書」という。)について不開示とした部分を、開示すべきである。

# 第2 諮問に至る経過

- 1 平成18年1月4日、異議申立人は、熊本県情報公開条例(平成12年 熊本県条例第65号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、 「H17年障害者任免状況通報書」の開示請求を行った。
- 2 平成18年1月20日、実施機関は、本件行政文書を特定した上で、条 例第7条第2号に該当することを理由として、部分開示とする決定(以下、「本件部分開示決定」という。)を行った。
- 3 平成18年1月26日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件部分開示決定を不服として異議申立てを行った。
- 4 平成18年2月10日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行 うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行っ た。

## 第3 本件行政文書及び本件行政文書中の開示・不開示部分について

1 本件行政文書について

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下、「法」という。)第40条の規定に基づき、国及び地方公共団体の任命権者は、毎年1回、政令で定めるところにより、当該機関における身体障害者又は知的障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報しなければならないとされている。

本件行政文書は、厚生労働大臣の定める書式により、平成17年6月1日現在の知事部局における身体障害者又は知的障害者である職員の任免状況について、実施機関が厚生労働大臣に通報したものである。

本件行政文書の記載内容は、次のとおりである。

- (1) 「A 任免状況」の欄(以下、「A欄」という。)
  - 「① 職員の総数」、「② 除外職員の数」、「③ 旧除外職員の数」、「④ ①から②を除いた職員のうち身体障害者及び知的障害者の数」、「⑤ 重度身体障害者である短時間勤務職員の数」及び「⑥重度知的障害者である短時間勤務職員の数」が記載されている。
- (2) 「B 上記に基づく計算」の欄(以下、「B欄」という。)
  - 「⑦ 現在設定されている除外率」、「⑧ 基準割合」、「⑨ ⑧に基づく除外率」、「⑩ 適用される除外率」、「⑪ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」、「⑫ 身体障害者の数」、「⑬知的障害者の数」、「⑭ 障害者計」、「⑮ 実雇用率」及び「⑯ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者又は知的障害者の数」が記載されている。
- (3) 「C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害の種類別の身体障害者数及び知的障害者数」の欄(以下、「C欄」という。)

法別表に掲げる程度ごとに区分した身体障害の種類別の身体障害者数 及び知的障害者数が記載されている。

なお、法別表に掲げる身体障害の種類・程度は次のとおりである。

ア 「視覚障害者」

次に掲げる視覚障害で永続するもの

- ① 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異 状がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下 同じ。)がそれぞれ O. 1以下のもの
- ② 一眼の視力が 0.02以下、他眼の視力が 0.6以下のもの
- ③ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- ④ 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
- イ 「聴覚又は平衡機能障害者」

次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの

① 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの

- ② 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50 デシベル以上のもの
- ③ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- ④ 平衡機能の著しい障害
- ウ 「音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害者」 次に掲げる音声機能、音声機能又はそしゃく機能の障害
  - ① 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
  - ② 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続する もの
- エ 「肢体不自由者」

次に掲げる肢体不自由

- ① 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
- ② 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- ③ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- ④ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上 肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- ⑤ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる 障害の程度以上であると認められる障害
- オ 「内部障害者」

心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、 永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められ るもの

(4) その他

表題、機関名等が記載されている。

2 本件行政文書中の開示・不開示部分について

実施機関は、本件行政文書の表題、機関名等と、「A欄」及び「B欄」のすべて並びに「C欄」の二桁の人数及び知的障害者の人数が記載されている部分については開示し、「C欄」のうち、知的障害者の人数を除く、O若しくは1又は一桁の人数が記載されている部分(以下、「本件不開示部分」という。)を不開示とした。

### 第4 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨 本件不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての理由 を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示しても、障害のある職員の権利利益の侵害の発生はないので、条例第7条第2号に該当しない。公開が予定されている情報である。障害者の働く権利利益を守るため及び熊本県の障害者施策の推進を図る上からも、公開をすることが必要とされる情報である。
- (2) 都道府県のうち、障害者任免状況通報書を全部公開している自治体は、 少なくとも31団体ある。障害者任免状況通報書を開示する利益と、不 利益とを比較すると、公開したほうが、障害者の権利利益に繋がると厚 生労働省は考えを変えているように思われる。このような事情があるの で、多くの自治体では、障害者任免状況通報書を全部公開する方向に動 いている。
- (3) 熊本県においては、いまだ職場環境が整わない状況なので、本件文書 を非公開にしなければ、障害のある職員の権利利益が侵害されることが ありえる。

すなわち、人事課が十分な障害理解についての職員研修を実施してこなかった結果、職場環境整備が遅れているから当該文書が非公開になるのである。本当に、障害のある職員の権利利益が熊本県職員によって侵害されるおそれがあるのかどうか検討して頂きたい。

## 第5 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の部分開示決定の理由説明書及び口頭での説明の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

(1) 「C欄」に記載された数値がOないし1、あるいは一桁の小さな数の場合、身体障害のある職員と同一職場内の職員など、身体上の外形的特徴や日ごろの生活態様(通院状況や業務執行状況)から当該身体障害のある職員の障害の種別・程度を把握している場合や、各年度ごとの身体障害者の採用人数、あるいは新たに中途障害者となった職員を知ってい

る者であれば、当該欄に記載された数値の対象者を特定することができ、 又は、個人の識別ができるものであるため、条例第7条第2号に定める 不開示情報に該当する。

- (2) 不開示とした部分に記載された数値の分布に偏りがある場合、特定の個人が識別できないまでも、不開示とした部分に記載した人数の偏りにより、その程度が他者から推認されることによって、みだりに自己の障害の有無、種類及び程度を他人に知られたくないといった個人(障害者)の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に定める不開示情報に該当する。
- (3)本件で保護されるべき障害者の権利利益は、自己の障害の種類及び程度を他人に知られたくないプライバシーであり、障害の種類及び程度が他人に知られうる状態に置かれること自体が権利利益侵害に当たる。
- (4) なお、本件行政文書に記載された比率や二桁以上の数値については、 特定の個人の識別が困難であること、また、数値分布の偏り等による障 害の程度等の推測が困難であることから、個人の権利利益を侵害するお それもなく、開示相当と判断した。また、「C欄」に記載された知的障 害者数については、知的障害者が採用されておらず、権利利益を保護す べき対象者が存在しないためOという数値を開示した。

# 第6 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容などを踏まえ、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は不開示情報として、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

この趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、特定の個

人が識別されうるような情報等が記録されている行政文書については、 原則として不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別する ことはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記 録されている行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたも のである。

(1) 「特定の個人を識別することができるか」について

「C欄」に記載された情報は、法別表に掲げる身体障害の種類及び程度に該当する知事部局職員の人数という数値情報であり、当該情報により特定の個人を識別することは不可能である。

実施機関は、本件不開示部分に記載された数値が O ないし 1 、あるいは一桁の小さな数値であることから、障害者が勤務する職場の同僚等一定の者には、その者が保有する情報と照合することにより、当該数値に該当する個人の特定が可能であると主張する。

しかし、職場の同僚等が保有する情報は、一般人が通常入手し得る情報ではなく、本件不開示部分に記載されている数値と照合することにより個人識別ができることとなる他の情報とは認められない。

(2) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、な お個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と認められるかについて まず、本規定の趣旨については、次のとおりである。

一般に、実施機関が保有する個人情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを不開示とすることで個人の権利利益の保護は十分確保されると考えられる。しかしながら、個人の未発表の研究論文や匿名の作文のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば人格的・財産的な権利利益その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものもあり、特定の個人を識別できない個人情報であっても、保護する必要性が認められる場合があることから、補充的に不開示情報として規定したものである。

本規定の趣旨が上記のとおりであることからすると、個人の人格的・ 財産的な権利利益等を害するおそれがあるものについては、必要以上に 広く認めるべきではないと考えられる。

実施機関は、本件不開示部分に記載された人数が小さな数値であること及び数値の分布の偏りによって、障害の程度が他者から推認されるなど、みだりに自己の障害の有無、種類及び程度を他人に知られたくない

といった障害者の権利利益が害されるおそれがあると主張している。

障害の有無、種類及び程度は、個人の心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関連する情報であり、一般に、このような情報を他人に知られたくないという感情は、障害者個人の権利利益として保護すべきものであると認められる。

しかしながら、本件不開示部分の開示により明らかとなる情報は、特定の職員の障害の有無、種類及び程度ではなく、法別表に掲げる障害の種類及び程度に該当する職員の人数を示すにとどまるものである。このような数値情報は、本規定の趣旨から、個人の人格と密接に関連した情報とは認められず、また、公にすれば人格的・財産的な権利利益その他の個人の正当な利益を害するおそれがある情報とは認められないと考えられる。

なお、本件不開示部分が公にされた場合に、障害者が勤務する職場の 同僚等一定の者が、該当する職員を探索し、その障害の種類及び程度を 推認する可能性があることを、否定することはできない。しかしながら、 そのような可能性は、抽象的な危惧にとどまり、客観的な根拠に基づく ものとは言えず、可能性があることを理由に、該当する職員の権利利益 が害されるおそれがあるとする主張は認められない。

以上のとおりであり、本件不開示部分を公にすれば、障害者の権利利益が害されるおそれがあるという実施機関の主張は、認められない。

#### 2 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 能本県情報公開審杳会

会長益田敬二郎会長職務代理者渡邊榮文委員大脇成昭委員田中扶慈子委員前田和美

# 審査の経過

| 年 月 日       | 審査の経過                         |
|-------------|-------------------------------|
| 平成18年2月10日  | • 諮問(第137号)                   |
| 平成18年3月20日  | ・諮問実施機関から部分開示決定理由説明書を受理       |
| 平成18年3月31日  | ・異議申立人から部分開示決定理由説明書に対する意見書を受理 |
| 平成19年9月21日  | ・審議                           |
| 平成19年11月9日  | • 審議                          |
| 平成19年11月27日 | - 審議                          |
| 平成19年12月18日 | ・実施機関から口頭説明聴取及び審議             |
| 平成20年1月28日  | ・審議                           |
| 平成20年2月21日  | - 審議                          |